

遺産分割調停の進め方

東京家庭裁判所家事第5部

相続人の範囲

①

誰が相続人かを確認します。

(注)

戸籍が事実と異なるなど相続人の範囲に問題がある場合には、人事訴訟等の手続きが必要です。

なお、相続人の中に認知症などで判断能力に問題がある方がいる場合には、成年後見等の手続きが必要です。

合意

遺産の範囲

②

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

(注)

遺言書や遺産分割協議書で分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりません。誰かが遺産を隠したり、勝手に使ってしまったという場合には、遺産分割以外の手続きが必要になります。

合意

遺産の評価

③

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

合意
できない

鑑定が必要です。

鑑定費用は相続人の方にあらかじめ納めていただきます。

合意

各相続人の取得額

④

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

遺産の分割方法

⑤

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。

遺産の分割方法には、現物分割(その物を分けること)、代償分割(物を分けるが、差額を金銭で調整すること)、換価分割(売却して金銭を分配すること)などがあります。

合意

調停成立



かーくん